

# 青森県報

第七百四十五号

令和六年  
四月五日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高 齢 福 祉 保 険 課) …… 一
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………( 同 ) …… 一
- 介護保険法による指定介護療養型医療施設の指定の辞退……………( 同 ) …… 二
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……………( 同 ) …… 二
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障 害 福 祉 課) …… 二
- 身体障害者福祉法による医師の指定……………( 同 ) …… 三
- 特定計量器の定期検査の実施……………(経 済 産 業 政 策 課) …… 三
- 都市計画事業計画の変更認可……………(都 市 計 画 課) …… 七
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(D X 推 進 課) …… 八
- 道路の位置の指定……………(上 北 地 域 民 局) …… 九

## 告 示

### 青森県告示第二百三十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和六年四月五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定居宅サービス事業者	名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所	指 定 年 月 日
株式会社 A K company	青森市妙見二丁目一の一四	青森市妙見二丁目一の一四	通所介護	ワイズ・パーク青森中泊店	令和 六・三・二七

### 青森県告示第二百三十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

令和六年四月五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定居宅サービス事業者	名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所	廃止の届出年月日	廃止年月日
一部事務組合 北下医療センター	むつ市小川町二丁目一の八	むつ市小川町二丁目一の八	短期入所療養介護	むつ市桜木町一三の一	令和 六・二・二六	令和 六・三・三三

社会福祉法人愛児福祉会	西津軽郡深浦町大字関字栃沢八の四	訪問介護	ヘルパーステーション	西津軽郡深浦町大字関字栃沢七八の三	六・二二五	〃
有限会社 介護の森	五所川原市中央一丁目四二	訪問介護	介護の森ヘルパーステーション	五所川原市中央一丁目四二	六・三〇六	〃
社会福祉法人五所川原市社会福祉協議会	五所川原市字幾世森二一八の六	訪問介護	社会福祉法人五所川原市社会福祉協議会	五所川原市金木野四二六の一	六・三二三	〃
社会福祉法人東北赤松福祉会	上北郡東北町字往来ノ下三四	通所介護	デイサービスセンター さわ	上北郡東北町字外姥沢前平六六の一	六・一三	〃

青森県告示第二百三十九号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十三条の規定により次の指定介護療養型医療施設からその指定を辞退する旨の届出があったので、同法第百十五条第二号の規定により公示する。

令和六年四月五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定介護療養型医療施設の開設者	介護療養型医療施設
名称又は主たる事務所の所在地又は名称	名称所在地
氏名	届出の年月日
	辞退の年月日

一部事務組合下北医療センター	むつ市小川町二丁目一の八	むつりハシリオン病	むつ市桜木町一三の一	令和六・二二六	令和六・三三三
----------------	--------------	-----------	------------	---------	---------

青森県告示第二百四十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。

令和六年四月五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定介護予防サービス事業者	名称又は主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	廃止の年月日	廃止の年月日
一部事務組合下北医療センター	むつ市小川町二丁目一の八	介護予防短期入所療養介護	むつりハシリオン病	令和六・二二六	令和六・三三三

青森県告示第二百四十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和六年四月五日

青森県知事 宮 下 宗一郎



令和六年五月十三日 午後一時三十分から午後二時まで	正津川地区公民館	東通村
令和六年五月十三日 午後二時三十分から午後三時まで	木野部地区公民館	
令和六年五月十四日 午前十時から正午まで及び午後一時三十分から午後三時まで	大畑体育館	
令和六年五月十五日 午前九時三十分から午前十時三十分まで	大畑加工冷蔵協同組合事務所前	
令和六年五月十五日 午後一時から午後二時まで	目名地区布名見の里	
令和六年五月十六日 午前十一時から午前十一時三十分まで	尻労漁村センター	
令和六年五月十六日 午後一時から午後一時三十分まで	岩屋漁業協同組合	
令和六年五月十六日 午後二時から午後三時まで	尻屋漁業協同組合	
令和六年五月十七日 午前九時三十分から午前十時まで	小田野沢漁業協同組合	
令和六年五月十七日 午前十時三十分から午前十一時まで	白糠漁業協同組合老部支所	
令和六年五月十七日 午前十一時三十分から正午まで	白糠漁業協同組合	
令和六年五月二十日 午後一時から午後二時まで	佐井村漁業協同組合牛滝支所	佐井村
令和六年五月二十日 午後二時三十分から午後三時三十分まで	所々 福浦支	
令和六年五月二十一日 午前十一時から正午まで及び午後一時から午後二時三十分まで	津軽海峡文化館	

令和六年五月二十二日 午前九時三十分から午前十時三十分まで	奥戸漁業協同組合水産物保管庫(浜町)	大間町
令和六年五月二十二日 午前十一時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	大間町役場倉庫	
令和六年五月二十三日 午前九時三十分から午前十時三十分まで	風間浦漁業協同組合蛇浦支所倉庫	
令和六年五月二十三日 午前十一時から正午まで	支所倉庫 易国間	
令和六年五月二十七日 午前十一時から正午まで及び午後一時三十分から午後三時三十分まで	十和田おいらせ農業協同組合大深内支店	
令和六年五月二十八日 午前九時三十分から正午まで	切田経済センター	
令和六年五月二十八日 午後一時三十分から午後三時まで	〃 四和経済センター二十九号倉庫	
令和六年五月二十九日 午前九時三十分から午前十一時三十分まで	〃 藤坂支店	
令和六年五月三十日 午前九時三十分から午前十一時三十分まで	〃 深持経済センター	
令和六年五月三十一日 午前九時三十分から午前十時三十分まで	沢田悠学館	
令和六年五月三十一日 午前十一時から正午まで及び午後一時から午後二時三十分まで	十和田おいらせ農業協同組合十和田湖支店	

令和六年六月三日 午前十一時から正午まで及び午後一時から午後二時まで	令和六年六月四日 午前九時三十分から正午まで及び午後一時から午後二時まで	令和六年六月五日 午前九時三十分から正午まで及び午後一時から午後二時まで	令和六年六月六日 午前九時三十分から正午まで及び午後一時から午後二時まで	令和六年六月十日 午前十一時三十分から午前十一時三十分まで	令和六年六月十日 午後一時から午後二時まで	令和六年六月十一日 午前十時三十分から正午まで及び午後一時から午後三時まで	令和六年六月十二日 午前十時三十分から正午まで	令和六年六月十三日 午前十時三十分から午前十一時三十分まで	令和六年六月十三日 午後一時から午後二時まで	令和六年六月十七日 午前十時三十分から正午まで及び午後一時から午後二時まで	令和六年六月十八日 午前十時三十分から正午まで及び午後一時から午後二時まで
〃 三本木事業所四号倉庫											
毘沙門・長富コミュニティセンター											
市五所川原											

令和六年六月十九日 午前十時三十分から正午まで及び午後一時から午後二時三十分まで	令和六年六月二十日 午前十時三十分から正午まで及び午後一時から午後二時三十分まで	令和六年六月二十一日 午前十時三十分から正午まで	令和六年六月二十四日 午前十一時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	令和六年六月二十五日 午前十一時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	令和六年六月二十六日 午前十一時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	令和六年六月二十七日 午前十一時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	令和六年六月二十八日 午後一時から午後二時まで	令和六年七月一日 午前十時三十分から午前十一時三十分まで及び午後一時から午後二時三十分まで	令和六年七月二日 午前十時三十分から正午まで及び午後一時から午後三時まで	令和六年七月三日 午前十時三十分から正午まで	令和六年七月四日 午前十時三十分から正午まで及び午後一時から午後三時まで	令和六年七月五日 午前十時三十分から正午まで及び午後一時から午後二時まで	令和六年七月八日 午前十時三十分から正午まで及び午後一時から午後三時まで	令和六年七月九日 午前十時三十分から正午まで及び午後一時から午後三時まで
五所川原市役所公用車駐車場														
大鱧町役場車庫														
田舎館村役場前駐車場														
平川市碓ヶ関総合支所														
平川市尾上地域福祉センター														
平川市葛川支所														
平川市役所本庁舎前														
常盤除雪センター														
藤崎町														



令和六年十月十六日 午前九時三十分から午前十時三十分まで	五戸町役場川内支所	
令和六年十月十六日 午後一時から午後三時まで 令和六年十月十七日 午前九時三十分から正午まで及び午後一時から午後三時まで	五戸町立公民館	
令和六年十月十八日 午前九時三十分から午前十時まで	西越地区公民館	新郷村
令和六年十月十八日 午前十時三十分から正午まで	新郷村役場車庫前	
令和六年十月二十一日 午後一時から午後三時まで	南部町立福地公民館車庫	南部町
令和六年十月二十二日 午前九時三十分から正午まで及び午後一時から午後三時まで 令和六年十月二十三日 午前九時三十分から午前十一時三十分まで	南部芸能伝承館脇山車小屋	
令和六年十月二十四日 午前九時三十分から正午まで及び午後一時から午後三時まで 令和六年十月二十五日 午前九時三十分から正午まで及び午後一時から午後二時まで	南部町役場南部支所車庫	
令和六年十月二十八日 午後一時から午後二時三十分まで	三戸町役場斗川支所	三戸町
令和六年十月二十九日 午前九時三十分から午前十時三十分まで	〃 猿辺支所	
令和六年十月二十九日 午後一時から午後三時まで 令和六年十月三十日 午前九時三十分から正午まで及び午後一時から午後二時まで	三戸町中央公民館	
令和六年十月三十一日 午前九時三十分から午前十一時まで	石亀地区研修センター	田子町

- 一 施行者の名称  
五戸町
- 二 都市計画事業の種類

三 検査を実施する指定定期検査機関の名称  
一般社団法人青森県計量協会

青森県告示第二百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、五戸都市計画下水道事業の事業計画の変更を令和六年三月二十六日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和六年四月五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

令和六年十月三十一日 午後一時から午後二時三十分まで 令和六年十一月一日 午前九時三十分から午前十一時まで 令和六年五月七日から同年十二月二十七日まで	中央公民館車庫	
計量法第二十一条第三項に規定する届出をした場合に於ては、特定計量器検査規程（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号に該当する場合に於ては検査対象特定計量器の所在の場所		五所川原市、和田市、十和田市、むつ市、平内市、平川市、今市、平田町、蓬田町、外ヶ崎町、藤ヶ崎町、大間町、大館町、東通村、東通村、佐井村、三戸町、五戸町、南郷町、新郷村

五戸都市計画下水道事業

三 事業施行期間

平成七年五月二十四日から令和十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成三十年三月三十日青森県告示第二百六十五号）の事業地より、五戸町字上菖蒲川、字菖蒲川前谷地、字菖蒲川後、字中菖蒲川、字菖蒲川下平、字佐野、字淋代、字兔内下谷地、字石仏、字石仏前、字西ノ沢、字川原町、字川原町西裏、字伝兵衛丁、字八景、字沢、字古館向、字鍛冶屋窪、字中道十文字、字新田窪、字二階平下夕、字竹原、字野月、字館、字堀合、字下大町、字新丁、字神明後、字市川道十文字、字古館、字天満後、字観音堂、字狐森北、字愛宕後、字愛宕下夕、字愛宕丁、字追分、字熊ノ沢、字中崎、字正場沢、字下夕ノ沢頭、字土井頭、字狐森、字中ノ沢、字古街道長根、字中道、字下中崎、字鍛冶屋窪上ミ、字久蔵窪、字新蔵長根、字大渡、字下長下夕、字地藏平、字二本柳、字古堂、字古堂後、字上新井田前、字川原町裏、字油出及び字地藏岱地内において事業地を変更し、字兔内、字兔内下保土沢、字鮫ノ口、字石仏下川原、字上兔内、字石仏上川原、字花道川原、字長下夕、字二本柳向、字苗代沢及び字小渡の事業地を削る。

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成三十年三月三十日青森県告示第二百六十五号）の事業地より、五戸町字上菖蒲川、字菖蒲川前谷地、字菖蒲川後、字中菖蒲川、字菖蒲川下平、字佐野、字淋代、字兔内下谷地、字石仏、字石仏前、字西ノ沢、字川原町、字川原町西裏、字伝兵衛丁、字八景、字沢、字古館向、字鍛冶屋窪、字中道十文字、字新田窪、字二階平下夕、字竹原、字野月、字館、字堀合、字下大町、字新丁、字神明後、字市川道十文字、字古館、字天満後、字観音堂、字狐森北、字愛宕後、字愛宕下夕、字愛宕丁、字追分、字熊ノ沢、字中崎、字正場沢、字下夕ノ沢頭、字土井頭、字狐森、字中ノ沢、字古街道長根、字中道、字下中崎、字鍛冶屋窪上ミ、字久蔵窪、字新蔵長根、字大渡、字下長下夕、字地藏平、字二本柳、字古堂、字古堂後、字上新井田前、字川原町裏、字油出及び字地藏岱地内において事業地を変更し、字兔内、字兔内下保土沢、字鮫ノ口、字石仏下川原、字上兔内、字石仏上川原、字花道川原、字長下夕、字二本柳向、字苗代沢及び字小渡の事業地を削る。

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和六年四月五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 特定役務の名称及び数量

青森県電子申請ASPサービス提供業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県総合政策部DX推進課

青森市長島一丁目一の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和六年一月十七日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社NTTデータ関西

大阪府大阪市堂島三丁目一の二一

六 契約金額

二百二十万円

（本件は、青森県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第二条に規定する長期継続契約であり、契約期間は令和六年二月一日から令和九年三月三十一日である。前記契約金額は、契約初年度における契約金額であり、二か月相当分である。）

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一

項第二号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

出 先 機 関

上北地域県民局告示第三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和六年四月五日

上北地域県民局長 千葉 健 夫

十和田市西十四番町三〇五 の一、三〇五の四、三〇五 の四	位 置	五 四 ・ 二 五 メ ー ト	延 長	六 ・ 〇 〇 メ ー ト ル	幅 員	指 定 年 月 日
						令 和 六 ・ 三 ・ 二 六

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭